

足利市立第三中学校いじめ防止等基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携することが必要です。

足利市立第三中学校（以下、「本校」という。）の生徒たちがいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も、安心して安全な豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していく必要があります。

そこで、本校では、教職員はもとより、生徒、保護者、地域が一体となったいじめの防止等に向けての取組を進めていくことが重要であると考え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のすべての生徒が安心・安全な充実した学校生活を送ることができるよう、ここに「足利市立第三中学校いじめ防止等基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

（1）いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめ防止等に対する本校の考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員は、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、「いじめは、どの子どもでも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を持って、学校教育活動全体を通じた指導及び校内外の研修の充実を図り、いじめをしない・させない・許さない学校環境づくりを目指す。また、どの子どもでもいじめの被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、日頃から生徒が発するわずかなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

（1）「いじめ防止等対策委員会」について

① 対策支援チームのメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、該当担任、SC児童生徒相談員。但し、個々の場面において関係の深い教員を加えることもある。

※重大事案発生時

PTA会長、学校評議員、民生委員、市教委指導主事や安足教育事務所SSW等の外部専門家等も加えて協議することにより、調査や協議の公平性や中立性を確保する。

② 組織が担う役割

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

① いじめについての共通理解を図る

- ア 職員会議や現職教育において、全教職員がいじめについての理解を深めていく。
- イ 全校集会や学年集会、学級活動等において、教職員がいじめについての話題を取り上げ、「いじめは人間として絶対許されない」という考え方を定着させていく。
- ウ 「即報告・即連絡・即相談」の徹底を図り、毎週1回の「企画委員会」「教育相談部会」等で、生徒の情報交換を行う。水曜朝の職員打合せでも情報交換を行う。
- エ 学期の始め・末に生徒理解の情報交換の場をもち、一人で抱え込まず、何でも話し合える教職員の風土づくりをする。

② いじめに向かわない態度や能力を育成する

- ア 学級経営を中心として、生徒がいじめ問題を自らの問題として考え、自己有用感や充実感が感じられる集団づくりに努める。
- イ 集団生活の中で、自分の言動が周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力や、周囲と上手に折り合いをつけるなどの円滑なコミュニケーション能力を育てる。
- ウ 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

③ わかる授業づくりをすすめる

- ア 一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進めることにより、かかわり合い、教え合い、学び合う場面を活用した授業展開を工夫する。
- イ 全ての生徒が参加・活躍できる生徒指導の三機能を生じた学習の工夫・改善を図る。
- ウ 各教員がわかる授業づくりの課題を持ち、研究授業や授業研究を積極的に行う。

④ 基本的な規律指導を再確認しすすめる

- ア チャイム着席などの時間を守る生活習慣の定着を図る。
- イ 発表の仕方や聞き方の指導を行う。
- ウ いつでもどこでも心のこもった気持ちの良い挨拶ができるよう指導する。

⑤ 自己有用感を育む

- ア 行事等に際し、各自に明確な目標を持ち具体的な取り組みを理解して臨ませることにより、自己の達成感や周囲から認められ、自己有用感を持たせる。
- イ 学校行事や学級活動において、すべての生徒が活躍できる場を設定し、自己有用感を持たせる。
- ウ 行事等を自分たちの手で主体的に活動させることによって、自己有用感を持たせる。

⑥ 生徒会を中心に「いじめ防止活動」の推進

- ア 生徒会を中心に「いじめ0宣言」を行う。
- イ 生徒集会を利用して、いじめの防止を訴える。

⑦ 地域や関係機関との連携

- ア 学校での取り組みについての定期的な情報提供。(学校だより、ホームページの活用)
- イ 学校評議委員会での情報交換。

(2) いじめの早期発見

① 早期発見のための教職員の姿勢

ア たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑問を持って、早い段階から複数の教職員でかかわり、いじめを積極的に認知する。

・生徒の行動を注視する。(「いじめのサイン」の確認と共有化：県の指導資料参照)

イ 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さない。

・生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活記録ノート、個別面談等)

ウ 教職員相互が積極的に情報の共有と校種間での適切な引継ぎ(配慮を要する生徒への共通理解を図る)。

② 早期発見のための具体的な取り組み

ア 定期的な悩みや生活アンケート(各学期1回)調査やいじめ調査を行う。

イ 学級内の人間関係を捉える調査の実施(Q-Uの活用)

ウ 教育相談、家庭訪問、三者懇談などの定期的相談活動を実施する。

・保護者と情報を共有する。(生活記録ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)

エ 保健室、相談室の利用等の周知を広くする。

(3) いじめへの対処

① 基本的な考え方

ア 発見・通報を受けた場合には、一人もしくは特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

ウ 加害生徒の指導は、社会性の向上や生徒の人格形成に主眼を置いて指導する。

エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめへの実際の対応(別紙1・2)

ア いじめまたはいじめと疑われる行為を確認した場合は、まず、被害生徒または知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ防止等等対策委員会」に情報を共有し、組織的対応を図る。事情の聴取等により事実の確認ができれば保護者にも協力を仰ぐ。

その際、必要に応じて足利市教委、安足賀教育事務所、足利警察署等の関係機関と連携を図る。

イ 事実関係の聴取については、被害生徒、加害生徒の両者から複数の教職員で行い、事実関係を照合した上で、「いじめ防止等等対策委員会」で共通理解を図り、その内容を保護者に伝える。できる限りその日のうちに連絡できるのが望ましい。

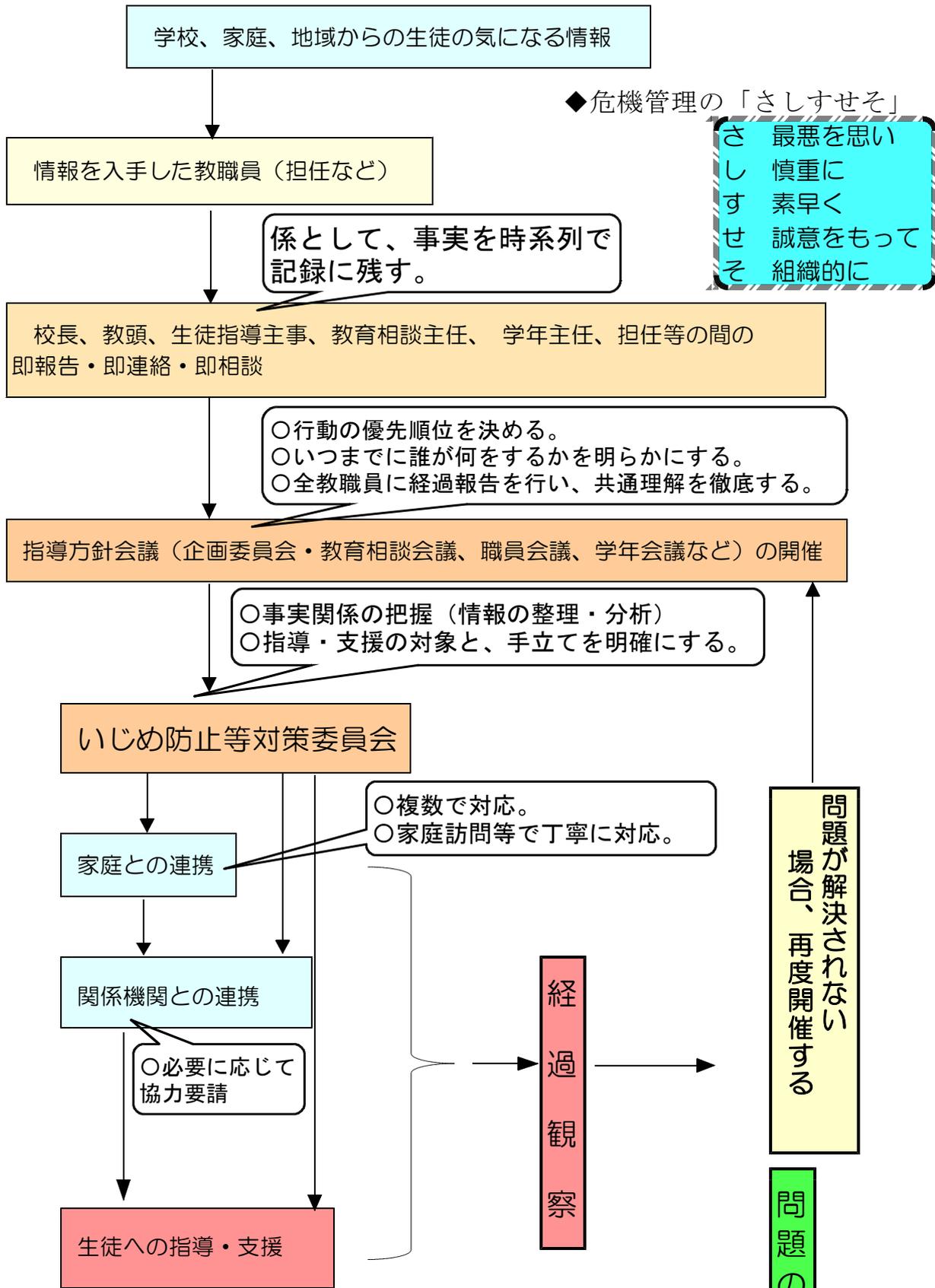
ウ 被害生徒に対しては、その後落ち着いて教育を受けることができるよう環境の確保に当たる。加害生徒に対しては、二度と同じような行為が起これぬことを第一に考えて指導に当たる。その際、加害生徒が抱える問題などいじめ行為に至った背景にも目を向けて指導する。

エ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。違法のケースなどはプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置をとる。

オ いじめが起きた集団に対しては、他人ごとになることなく、自分の問題として捉えさせられるような教育活動をしていく。

問題行動等への組織的対応の流れ

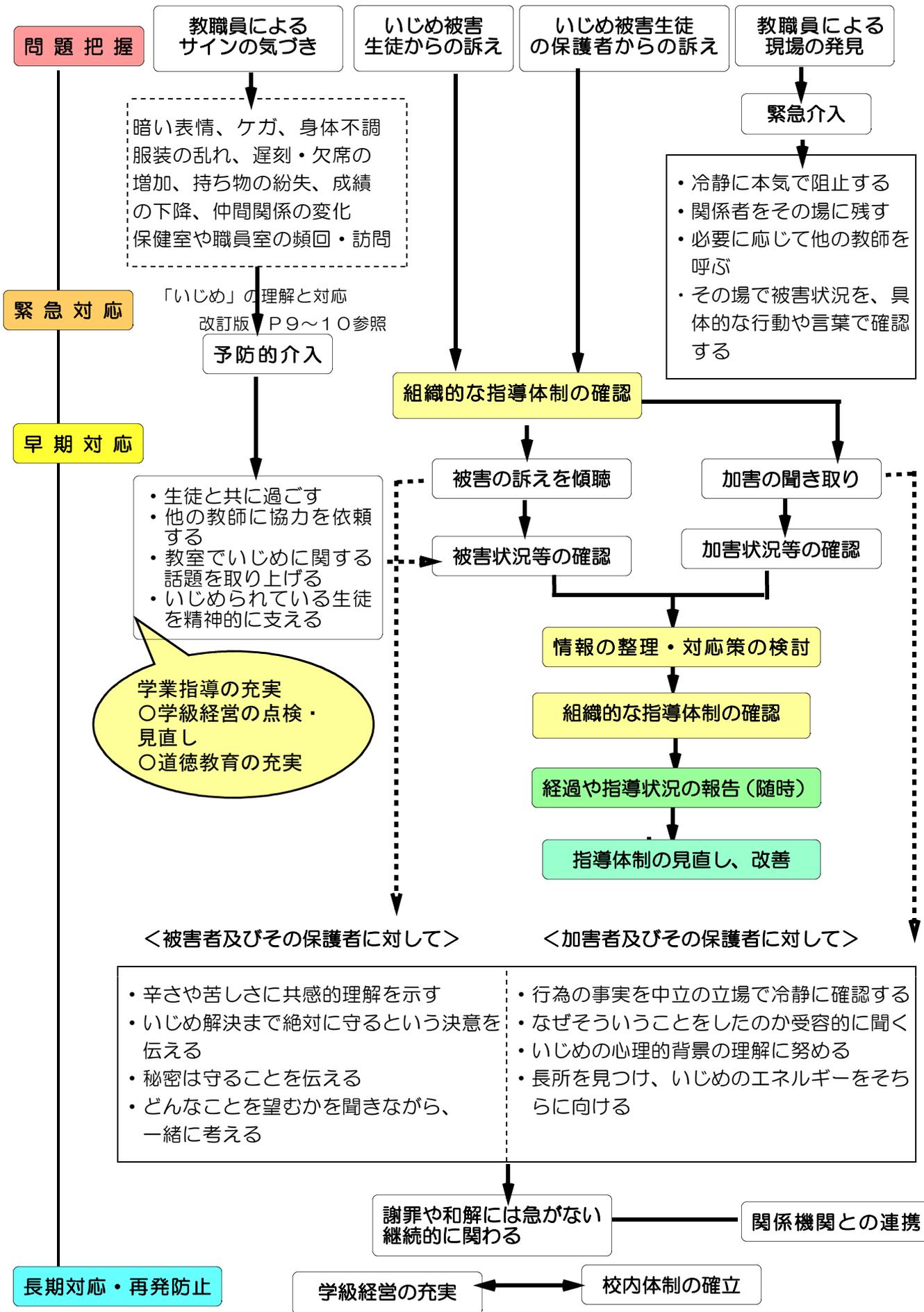
別紙 1



【留意点】

- ①役割分担がしっかりしていて、責任が明確になっていることである。
 - ②指示や報告・連絡・相談の系統が明確になっていることである。
- そのうえで、指導・支援方法を共通に理解し、協力して対応にあたることである。

いじめの気づきと組織的な対応 別紙2



4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは法第28条第1項において、次の1又は2の場合と定められている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負ったとき
 - 金品等に重大な被害を被ったとき
 - 精神性の疾患を発症したとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - 相当の期間とは年間30日を目安とする
 - ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、学校で判断する。

(2) 重大事態への対応

- ① 足利市教育委員会に報告するとともに、直ちに足利警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - ② 当該いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止等対策委員会が中心となり、組織をあげて行う。
 - ③ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市及び県教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
 - ④ いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、随時・適切な方法により、その説明に努める。
 - ⑤ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - ⑥ いじめ防止等対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出が合った場合は、市教委報告後学校が調査。

5 「足利市立第三中学校いじめ防止等の基本方針」の公表及び改訂

「基本方針」は、足利市立第三中学校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、「足利市立第三中学校いじめ防止等対策委員会」で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

6 県関係の相談機関

栃木県安足教育事務所「いじめ・不登校対策チーム」(相談専用)	Tel0283-23-5479
いじめ相談「さわやかテレホン」	Tel028-665-7564
栃木県教育研究所「希望のダイヤル」	Tel028-621-4152
いじめ相談「さわやかテレホン」	Tel028-627-5588
家庭支援相談事業「テレホン児童相談」	Tel028-665-7788

7 いじめ防止の取組に関する点検と評価

- (1) 「いじめの理解と対応」の改訂版の「学校用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、学校としての対応を評価する。
- (2) 「いじめの理解と対応」の改訂版の「教職員用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、教職員一人ひとりのいじめに関する対応を評価する。